

# 女性活躍推進法に基づく「男女の賃金の差異」の情報公表

公表日：令和5年6月30日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	59.6%
正規労働者	71.4%
非正規労働者	98.0%

対象期間：令和4年度（令和4月1日から令和5年3月31日まで）

賃金：基本給、超過労働に対する報酬（時間外手当）、通勤手当、賞与等を含み、退職金を除く。

正規雇用労働者：正職員、専任嘱託職員（60歳未満、児童クラブを除く）を含み、出向職員を除く。

非正規労働者：専任嘱託職員（60歳以上）、一般嘱託職員、児童クラブ嘱託職員（専任・一般）  
臨時職員、パート職員（専任・パート）を含む。